

静岡ものづくり革新インストラクタースクール実施事業 「現場派遣事業」実施要領

(目 的)

第1条 本事業は、公益財団法人静岡県産業振興財団（以下、「産業財団」という。）が、「静岡ものづくり革新インストラクタースクール実施事業・スクール事業（以下、「スクール事業」という。）」で育成した人材のうち、企業現場管理経験者（以下、「OB」という。）や産業支援機関コーディネータ（以下、「CD」という。）等を「ものづくり革新インストラクター（以下「インストラクター」という。）」として登録し、現場改善を希望する中小企業に派遣することで中小企業の生産性向上を図ることを目的とする。

(事業内容)

第2条 現場改善を希望する中小企業にインストラクターを派遣し、派遣先企業の生産性向上（リードタイムの短縮、製品在庫・中間在庫の縮減、作業員及び機械の稼働率向上、段取り時間の短縮等）に対する支援を実施する。

(インストラクターの登録)

第3条 インストラクターの登録は、スクール事業で育成したOB及びCD、またはスクール事業で講義、実習を担当する講師等の中で、様式1-1「インストラクター登録申請書」及び様式1-2「宣誓書」・様式1-3「反社会的勢力でないことの表明・確約に関する同意書」を提出したものであって、専務理事が適当であると認めた者に対して行う。

(インストラクター派遣の決定)

第4条 中小企業等からインストラクター派遣の要請があった場合は、様式2-1に定める「インストラクター派遣要請書」、(以下「要請書」という)を産業財団に提出させ、これについて担当グループマネージャーが適当であると判断した案件に対して派遣を実施するものとする。

- 2 産業財団は、要請書が提出された企業を訪問し、代表者等から話を聞き、要請の主旨や目的等を確認した上でインストラクターを選任することを原則とする。
- 3 派遣インストラクターは、派遣要請の内容に合致すると思われるインストラクターを派遣要請のあった中小企業等に紹介し、協議のうえ決定する。
- 4 派遣の決定は、様式2-2に定める「派遣決定通知及び派遣費用納入依頼書」により中小企業等に通知するとともに、派遣するインストラクターに対しては様式2-3に定める「派遣業務実施依頼書」により通知するものとする
- 5 派遣するインストラクターは、2名1組とすることを原則とする。

(インストラクター派遣対象の中小企業等)

第5条 インストラクター派遣の対象とするものは、現場改善を通じ経営の向上を目指す意欲があり、派遣により支援の効果が期待できる状況にあると判断できる中小企業等とする。

(インストラクターの服務)

第6条 インストラクターは職務の遂行にあたり、以下の事項を遵守しなければならない。

(1) 服務時間

勤務時間は、派遣1回（日）あたり3～4時間程度を目安とする。

(2) 業務報告

インストラクターは、現場改善の内容、今後見込まれる効果等について、派遣後速やかに様式3-1に定める「派遣経過報告書」（以下、経過報告書という）により産業財団に対して報告するものとする。

但し、最終回の派遣報告書は、様式3-2に定める「派遣業務完了報告書」（以下、完了報告書という）によるものとする。

なお、報告書提出後、産業財団からアドバイス資料等の提出を求められた場合には、インストラクターは、当該資料を提出しなければならない。

(3) 守秘義務

インストラクターは、インストラクター派遣を引き受けることにより知り得た派遣先企業の業務秘密を厳守し、これを自己の利益のために利用してはならない。

(インストラクターの派遣回数)

第7条 インストラクターの派遣回数は、1社当たり原則として5回以内とする。

派遣延長の希望があった場合は、産業財団に対して様式4に定める「派遣延長要請書」を提出させ、担当グループマネージャーが派遣延長を適当であるとした案件に対して派遣延長を認めるものとし、延長できる回数は派遣決定回数に対し2回を上限とする。

(インストラクター謝金及び旅費)

第8条 産業財団は、インストラクターからの経過報告書または完了報告書を受領したときは、翌月末までに、次の額の謝金及び旅費を支払うものとする。（月末締め翌月末払い）

謝金 派遣1回あたり30,000円（税込）。

旅費 産業財団が別に規定する「講師等旅費規程」を適用するものとする。

2 CDが、自らが所属する産業支援機関の勤務時間中にインストラクターとして活動する場合は、謝金は支払わないものとする。

(中小企業等の負担等)

第9条 派遣先中小企業等は、インストラクター謝金及び旅費の3分の1に相当する額を負担するものとする。

なお、派遣先中小企業等が負担する謝金と旅費相当額の徴収時期及び方法については、様式2-3により、派遣決定とともに通知するものとする。

(その他)

第10条 この要領の定めのない事項については、その都度協議し決定する。

付 則

この要領は、平成28年 5月18日より施行する。